変更した事項
位置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の西南西方約二・〇キロメートル）
北緯　三四―三八―一九
東経　一三五―二一―三〇
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで七・七メートル　平均水面上から灯火まで七・六メートル
変更年月日　平成二十五年六月三日
名称　津居山港東導流堤灯台
位置
所在地　兵庫県津居山港（東導流堤外端）
北緯　三五―三九―〇一
東経　一三四―五〇―二二
変更した事項　一時撤去中のところ復旧
変更年月日　平成二十五年五月三十一日

**○海上保安庁告示第百二十八号**

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年六月二十一日

海上保安庁長官　北村　隆志

筑前相ノ島灯台
名称
位置
所在地　福岡県糟屋郡新宮町（相島）
北緯　三三―四五―四〇
東経　一三〇―二一―三九
変更年月日　平成二十五年七月一日
筑前相ノ島港南防波堤灯台
位置
所在地　福岡県糟屋郡新宮町（相ノ島港南防波堤外端）
北緯　三三―四五―二五
東経　一三〇―二一―五五
変更した事項
名称　筑前相島港南防波堤灯台
位置
所在地　福岡県糟屋郡新宮町（相島港南防波堤外端）
北緯　三三―四五―二五
東経　一三〇―二一―五五
変更年月日　平成二十五年七月一日

名称　若宮ディファレンシャルＧＰＳ局
位置
所在地　長崎県壱岐市（若宮島）
北緯　三三―五二―〇九
東経　一二九―四一―一一
変更した事項
記事　本ディファレンシャルＧＰＳ局は、位置誤差補正情報のほか、次の情報を通報している。
イ　位置誤差を測定する基準局の位置、ＧＰＳ衛星の状態等のディファレンシャルＧＰＳの利用に関する情報
ロ　若宮灯台、豆酘埼灯台、三島灯台、筑前相島灯台、対馬瀬鼻灯台及び見島北灯台における気象の状況
変更年月日　平成二十五年七月一日

**○防衛省告示第百十八号**

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年六月二十一日

防衛大臣　小野寺五典

期間　平成二十五年七月八日から同年九月六日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ｱ)から(ｺ)までの十点を順次結んだ線及び(ｱ)の点と(ｺ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ｱ)　北緯三二度三七分一一秒　東経一三二度五九分五一秒
(ｲ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ｳ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ｴ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ｵ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ｶ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(ｷ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(ｸ)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒
(ｹ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒
(ｺ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他
一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百十九号**

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年六月二十一日

防衛大臣　小野寺五典

期間　平成二十五年七月八日から同年九月六日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　五島列島南方海面の次の(ｱ)から(ｴ)までの四点を順次結んだ線及び(ｱ)の点と(ｴ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ｱ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ｲ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ｳ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(ｴ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

その他
一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○東北地方整備局告示第百五十三号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年六月二十一日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号　東北地方整備局長　9
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般財団法人宮城県建築住宅センター
三(1)　役員の氏名の変更

| 変更前 | 堀　安義 |
|---|---|
| 変更後 | ― |

(2)　変更年月日　平成二十五年三月三十一日

四(1)　役員の氏名の変更

| 変更前 | |
|---|---|
| 変更後 | 石川　善美 |

(2)　変更年月日　平成二十五年四月一日

五(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

| 変更前 | 郷右近光剛 |
|---|---|
| 変更後 | 三浦　隆夫 |

(2)　変更年月日　平成二十五年四月一日